

議第 77 号

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年呉市条
例第 51 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示
すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 13 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日に現に在職する職員に対してその者の在職期間に応じて支給する。これらの期日前 1 箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（管理規程で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 13 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日に現に在職する職員に対してその者の在職期間に応じて支給する。これらの期日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（管理規程で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第 14 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日に現に在職する職員に対してその者の勤務成績に応じて支給する。これらの期日前 1 箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（管理規程で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第 14 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日に現に在職する職員に対してその者の勤務成績に応じて支給する。これらの期日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（管理規程で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>
<p>(退職手当)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>2 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>2 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に</p>

<p>至つた経緯，当該非違後における当該退職をした者の言動，当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して，当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する<u>場合を除く。</u>）した者</p> <p>(3) 略</p> <p>3～8 略</p>	<p>至つた経緯，当該非違後における当該退職をした者の言動，当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して，当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職した者</p> <p>(3) 略</p> <p>3～8 略</p>
---	--

付 則

この条例は，令和元年12月14日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い，所要の規定の整理をするため，この条例案を提出する。